

## 買取申出提出書類

### ▼提出書類（主たる従事者が死亡の場合）

	① 相続による 土地の登記 済	相続による土地の登記が未了		備 考
		② 遺産分割協 議済の場合	③ 遺産分割協 議中の場合	
買取申出書 （継続紙） <b>自署により記入</b>	○	○	○	申請人が複数名 いる場合は継続 紙が必要
案内図	○	○	○	
公図写し（3ヶ 月以内のもの）	○	○	○	<b>法務局発行印の ある原本を提出</b>
生産緑地にかか る農業の主たる 従事者について の証明書	○	○	○	農業委員会で発行 （山林、期間経過 は不要）
土地の全部事項 証明書（3ヶ月 以内のもの）	○	○	○	①は相続登記終了 後の証明書 <b>法務局発行印のあ る原本を提出</b>
遺産分割協議書 （印鑑登録証明 書含む）の写し	—	○	—	②原本を窓口で提 示
相続関係証明書 類	—	—	<b>※ 1</b>	<b>※ 1</b> 裏面を確認
誓約書 <b>自署により記入</b>	—	○	○	相続人の範囲が相 違わないことの確認
本人確認書類	<b>※ 2</b> 申出人の本人確認書類を提示			<b>※ 2</b> 裏面を確認
委任状 （代理人による 申請の場合）	<b>委任状の本人欄が自署によるもの</b> ※申出人が複数の場合は、申出人全員の委任が必 要			代理人の本人確認 書類（ <b>※ 2</b> 裏面） を窓口で確認
同意書	抵当権、小作権などの所有権以外の権利が設定し てある場合、買取り申出についての「同意書」を 提出			
印鑑証明書 （法人のみ）	法人に抵当権などの権利がある場合、法人の印鑑 証明書（法人名が相違する場合には商業登記の履 歴事項証明書など）を提出			<b>原本を提出</b>

## ※ 1 【相続関係証明書類】

法務局で法廷相続情報証明制度の手続を行い、発行された「法定相続情報一覧図の写し」をお持ちの場合は、「法定相続情報一覧図の写し」の原本を提出してください。

「法定相続情報一覧図の写し」がない場合は、下記（１）～（３）の書類を提出してください。

- （１）被相続人（死亡した方）の出生から死亡までの経過を証する戸籍謄本（戸籍全部事項証明書、改製原戸籍など）
- （２）相続人の戸籍謄本（現住所と戸籍謄本に記載されている住所地が一致しない場合は、本籍地と現住所をつなげる住民票や戸籍の附票を添付する）
- （３）相続関係説明図（相続人が複数名いる場合。相続人の氏名、住所、生年月日が戸籍謄本と同一であると確認するための必要な書類を提出する）

◎被相続人（死亡した方）の住所が、所有者登録されている住所と異なる場合は、住所の履歴がわかる書類も必要となります。

## ※ 2 【本人確認書類】

申請時に本人確認書類の掲示をお願いします。窓口にて、以下の書類を確認しますので、忘れずにお持ちください。

1 点の掲示でよい書類	
1	官公署が発行した免許書、許可証もしくは資格証明書で、本人の顔写真を張り付けてあるもの。（有効期限のある場合は、有効期限内にあるものに限ります。） 例）運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード（顔写真入りのもの）、個人番号カード、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、税理士証票、社員証（顔写真入りのもの） など
2 点以上の掲示が必要な書類	
2	健康保険の被保険者証、各種医療証、住民基本台帳カード（顔写真のないもの）、学生証、法人が発行した身分証明書、国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書（顔写真入りのもの。1に掲げる書類を除く。）、納税通知書、社員証（顔写真のないもの） など